

会則改定の趣旨

JADEの持続的な維持発展を見据えて、会則の改定について審議いたしたく存じます。理事に関する会則および長年にわたり学会に貢献されてきた会員を表彰する制度についての改定です。以下の方針での会則改定を検討しています。

- (1) 業務執行理事を廃し、理事で統一
本改訂の最大の目的は「理事(業務)の実質化を図る」ことです。すなわち、理事とは業務執行者であり名目だけの役職ではないこととします。現状、JADEの業務を執行する業務執行理事、その他の理事、業務執行担当の非理事がいます。そこで、理事は各種委員会の委員長・副委員長等、本会の業務を分担する者とし、「業務執行理事」を別に定めず、「理事」で統一します。[第17条・第19条]
- (2) 理事が担う業務
会長、副会長(若干名)、事務局長、事務局次長、財務担当、総務担当、各種委員会の委員長・副委員長、その他会長が必要と認める業務となります。[第17条]
- (3) 理事の任期の期限を撤廃
理事の任期は1期2年です。現状は連続3期までと期限を定めていましたが、連続3期を超えてもよいとします。これまで、業務執行を担っている会員を、6年で強制的に理事を辞めざるを得ない規定になっており、結果として業務執行を担いながら非理事の会員が存在することになりました。業務執行者を理事にするために、任期の期限を撤廃します。同時に、この撤廃が業務執行者の固定化に繋がらないよう、十分に留意しなければなりません。若い先生方に理事になっていただき、経験を積んで学会を運営する重責を担っていただき、世代交代も進めていかねければなりません。[第21条]
- (4) 役員選挙における推薦者名簿作成
次期役員選挙が、会則改定後最初の選挙となります。理事が業務担当者であるという共通認識をもって推薦者名簿を作成します。
- (5) 理事の人数変更
会員数の減少や、現状の学会の業務分担の状況に合わせて、理事の人数を15名～25名とする。[第17条]
- (6) 名誉会員を定める。[第23条]
対象者や授与の時期などは細則にて今後決定していきます。

本学会の全国大会においても、「激変する社会」「新時代」「予測困難な社会」といった近年の社会の大きな変化を意識したテーマを掲げるようになっていきます。研究テーマのみならず、学会運営も社会の大きな変化に対応しなければなりません。会則の変更もその一環であり、人口減で縮小していく大学業界において、若手会員を育て、世代交代のしくみを作りながら学会を発展させていくことを目指しています。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。